

# (仮称)子どもの権利条例骨子案

(パブリックコメント資料)

【専門分科会での今後の検討作業】

- ・【事務局意見】の下線部分が未検討のため検討が必要
- ・【事務局再意見】について検討が必要

**【事務局意見】 条例の名称について**

4/25 児童福祉専門分科会では、条例の名称について3案が議論となったが未整理であり、今後条文内容を詰めていく中で決まってくるものと考えるので、骨子案の段階では(仮称)「子どもの権利条例」とする。

**【骨格】****前文****第1章 総則****1. 目的 2. 定義 3. 責務****【佐藤委員意見】 1章について**

- ・ 定義、責務のタイトルについて  
下記のとおり修正する。

**2. ことばの意味 3. 大人の役割・子どもの役割****第2章 子どもの権利の普及****1. 広報及び普及 2. 子どもの権利の日 3. 学習等への支援****第3章 子どもの基本的権利****1. 子どもの基本的権利 2. 安心して生きる権利 3. 自分らしく生きる権利  
4. 豊かに育つ権利 5. 参加する権利****【事務局意見】 3、4章の一体化について**

専門分科会での議論のなかで、3、4章をまとめて一緒にできないかという意見があった。(要検討)

**【佐藤委員意見】 3、4章の一体化について**

- ・ 3章のタイトルについて  
下記のとおり修正する

**第3章 子どもの基本的権利と保障**

- ・ 3章には、「4章 生活の場における権利の保障」から抜粋した内容を追加し、3,4章を一体化する。

**【石橋委員意見】 3、4章の一体化について**

- ・ 合体案のほうがより整理されものになると思う。

**【事務局再意見】3、4章の一体化について**

議論を踏まえ、3、4章をまとめて一体化する。なお、具体的な内容は12日に整理する。

**第4章 生活の場における権利の保障**

1. 共通の責務と役割    2. 保護者の責務と役割    3. 施設関係者の責務と役割  
4. 地域住民の責務と役割    5. 事業者の責務と役割    6. 市の責務と役割  
7. 参加・意見表明の機会の保障    8. 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

**【事務局意見】4章の内容について**

- ・簡略化してわかりやすくするという意見を踏まえ、「地域住民及び市の責務と役割」については4、6に移行した。
- ・責務と役割を記載しているが、標題は「生活の場における権利の保障」から「子どもの権利を保障する大人の責務と役割」などに変更する必要はないか。また、7、8については、第4章にそのまま残したが、別な章へ移項する必要はないか。(要検討)

**【佐藤委員意見】4章について**

- ・4章は3章と一体化するため、タイトルを削除する。  
~~第4章 生活の場における権利の保障~~
- ・4章は3章に若干書き加えることでいいのではと思う。

**【事務局再意見】4章の内容について**

- ・3、4章の一体化にあわせて、具体的な内容は12日に整理する。

**第5章 子どもの権利の侵害からの救済**

1. 相談及び救済    2. 子どもの権利擁護委員の設置など    3. 委員の仕事  
4. 申立てができること    5. 委員への協力    6. 勧告や要請への対応  
7. 勧告や要請などの内容の公表    8. 委員に関する広報など  
9. 調査員及び相談員(事務局)

**【事務局意見】5章の内容について**

専門分科会での議論を踏まえて、「9. 調査員及び相談員」(事務局)を追加した。

**【佐藤委員意見】5章について**

- ・4章が削除になったことから章番号を繰り上げるとともに、タイトル名を変更する。  
~~第4章~~ **子どもを守るための仕組み**

**【沼田委員意見】5章について**

- ・「調査員・相談員」を設けることについて異議はない。単なる宣言文にとどまらせないとするならば、設置するという方向性が正しいと思う。

## **第6章 施策の推進**

### 1. 施策の推進    2. 推進計画

【佐藤委員意見】6章について

- ・4章が削除になったことから章番号を繰り上げる。

**第65章 施策の推進**

## **第7章 子どもの権利の保障の検証**

### 1. 子どもの権利検証委員会の設置等    2. 答申等及び市の措置

【佐藤委員意見】7章について

- ・4章が削除になったことから章番号を繰り上げる。

**第76章 子どもの権利の保障の検証**

## 【条例に盛り込む内容の概要】

### 【事務局意見】 条文全体のスタイル等について

- ・ 専門分科会の意見を踏まえ、中学生程度でもわかるような分かりやすい条文にする。よって、今後、文言の調整をする必要がある。
- ・ 条文の解説となる逐条解説を作成する。

### 【佐藤委員意見】 条文全体のスタイル等について

- ・ 子どもにも理解できるような表記と表現に変えたいと思う。

### 【事務局再意見】 条文全体のスタイル等について

- ・ 部分的には、子どもでも理解できるような表現になったが、誰に向けた条例なのかなど、条例全体のトーンをどうするのか検討が必要。

## 「前文」

### 【事務局意見】 前文について

- ・ 専門分科会では、内容について議論にならなかったが、骨子案（パブコメ）の段階では、内容を箇条書き程度でも示す必要があると考える。（要検討）
- ・ 条例の名称（3案）にある「子どもと育ちあう」ということについて、前文にも書くべき。（要検討）
- ・ この条例がどうしてできたのかという経緯の中で、子ども宣言文も作ってきたということに触れるべき。（要検討）

### 【宮崎会長意見】 前文の内容案について

- ・ 子どもは一人ひとり個性をもったかけがえのない存在であり、また将来の地域社会を担う市民として、権利を有していること。
- ・ 青森市では平成16年以来「子ども総合計画（前期計画・後期計画）」において、一貫して子どもの権利尊重を基本理念として掲げ、子どもの権利に関する条例の制定をめざすとしてきたこと。
- ・ 平成22年度、子ども委員会（当時） 名によって子どもの権利条約を学んだ成果として「子ども宣言文」を策定したこと。
- ・ 子どもの権利を保障することは、子どもと大人とがともに育ち合う中で幸せを実現していくという考えを出発点としていること。
- ・ 子どもの権利は子どもにとって「最善の利益」にかなう方向で保障される必要があり、そのために適切な配慮をすることは大人の責務であること（権利保障の基本原則。2章の3及び3章と重複するので不要？）

**【佐藤委員意見】前文の内容案について**

この条例は、青森市民が子どもも大人もともに育ちあう豊かな森の住民であることを信じ、子どもにとって大切な基本的権利が尊重され、子どもが毎日をのびのびと生き、自分らしくあたりまえに成長・発達していくことができるよう、その取組について定め、子どもと大人がともにしあわせに生きていくことのできるまちの実現を目的とします。

**【事務局再意見】前文の内容案について**

- ・宮崎会長、佐藤委員の案を踏まえ、具体的な内容を12日に箇条書きに整理する。

**「第1章 総則」**

## 1. 目的

この条例は、大人と子どもが共に育ちあうという観点から、青森の子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な基本的権利の保障の在り方等について定め、本市における子どもに関する施策や個別の措置の指針を定めることを目的とします。

**【事務局意見】目的について**

- ・専門分科会の意見を踏まえ、大人と子どもが育ちあうという視点を盛り込んだ。
- ・少し堅い表現になっているので、生き生きとした言葉が入るように修正すべき。大人と子どもの関係を考える条例だということを、もっと市民がイメージできるような言葉をいれて修正すべき。(要検討)
- ・専門分科会で出された「権利保障の在り方の説明」は、別途作成する逐条解説でおこなうこととする。

## 2. 定義

子ども、育ち学ぶ施設、保護者の用語の定義を、以下のとおり規定します。

子ども：18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者

育ち学ぶ施設：児童福祉法に定める児童福祉施設、学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設

保護者：親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者

**【事務局意見】定義について**

- ・専門分科会の意見を踏まえ、育ち学ぶ施設の定義について法改正があれば適宜対応する。
- ・厳密に言葉の定義をする必要があるかどうか検討する必要がある。(要検討)

## 【宮崎会長意見】定義について

- ・ について

下記のとおり「並びに」を挿入し、「通学し、通所し、又は入所する」について表記を検討する。

「育ち学ぶ施設：児童福祉法に定める児童福祉施設並びに学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設

- ・ の「親」について

「親」については、民法上親権を行う者（民法818条以下）をさすことについて本文表記するか、解説で対応するか。

## 【佐藤委員意見】定義について

- ・ 定義のタイトルについて

下記のとおり修正する。

## 2. ことばの意味

- ・ 下記のとおり修正する。

子ども：18歳未満の人をいいます。

育ち学ぶ施設：青森市内にある学校教育施設、児童福祉施設などのことをいいます。

保護者：親及び親に代わり子どもを養育する人のことをいいます。

## 【事務局再意見】定義について

- ・ 条例全体のトーンをどうするのかの検討と合わせて、定義も含め全体の表現方法も検討する必要がある。

## 3. 責務

関係者の責務を以下のとおり規定します。

保護者、育ち学ぶ施設の設置者・管理者・職員（以下「施設関係者」という。）、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めること。

市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うこと。

## 【佐藤委員意見】責務について

- ・ 責務のタイトルについて

下記のとおり修正する。

## 3. 大人の役割・子どもの役割

- ・ 大人の役割（それぞれ記載する）
- ・ 子どもの役割（他の権利を尊重することの責務等記載する）

## 「第2章 子どもの権利の普及」

### 1. 広報及び普及

市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めることを規定します。

### 2. 子どもの権利の日

市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、あおもり子どもの権利の日を設けることを規定します。

権利の日は、国連で「子どもの権利条約」が採択された11月20日とすることを規定します。

市は、権利の日にふさわしい事業を行うことを規定します。

### 3. 学習等への支援

市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、大人と子どもが共に育ちあうという観点から、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めることを規定します。

市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めることを規定します。

#### 【事務局意見】第2章について

- ・平成22年度に子ども委員会で作った子ども宣言文のことも踏まえて普及していく。
- ・専門分科会では、子どもの権利の日については、第3日曜日、5月22日などの意見があったが、権利の日を設けるかどうか、また、設けるとすればいつがいいのか検討する必要がある。(要検討)
- ・専門分科会で出された「大人と子どもの育ちあい」という視点について、「3.」に記載した。
- ・権利の日の事業については、「各小中学校において子どもの権利に関する授業を行うように努めます」というようにしている自治体(岩倉市)もある。

#### 【宮崎会長意見】第2章について

- ・「2. 子どもの権利の日」について

下記のとおり修正する。

- ・「あおもり子どもの権利の日は、国連で「子どもの権利条約」が採択された11月20日とすることを規定します（ズバリ5月5日？または5月第3土曜日＝15～22日。条約批准に近く、第2日曜母の日との間隔）。」

#### 【佐藤委員意見】第2章について

- ・「2. 子どもの権利の日」について

国内における発効の日、5月22日がふさわしいと思う。



## 「第3章 子どもにとって大切な権利」

### 1. 子どもの基本的権利

この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切な基本的権利として保障されなければならないことを規定します。

大人は子どもの基本的権利を子どもの最善の利益にかなうような仕方でも保障しなければならないことを規定します。

子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければならないことを規定します。

### 2. 安心して生きる権利

子どもは、安心して生きる基本的権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

愛情を持ってはぐくまれること。

いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。

障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。

自分を守るために必要な情報や知識を得ること。

気軽に相談し、適切な支援を受けること。

### 3. 自分らしく生きる権利

子どもは、自分らしく生きる基本的権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

かけがえのない自分を大切にすること。

個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。

プライバシーが守られること。

### 4. 豊かに育つ権利

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ基本的権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

学び、遊び、休息すること。

健康的な生活を送ること。

自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。

夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。

様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

青森の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。

地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

### 5. 参加する権利

子どもは、自分にかかわることに参加する基本的権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明するこ

と。  
表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。  
適切な情報提供等の支援を受けること。  
仲間をつくり、集まること。

## 「第4章 生活の場における権利の保障」

### 【事務局意見】4章全体について

- ・A~G案を記載した。もっと簡略に分かりやすい表記について検討する必要がある。(要検討)
- ・子どもの役割と責務についても記載した方がいいという意見も検討する必要がある。(要検討)

保護者、施設関係者、地域住民、事業者、市の責務と役割を規定するとともに、その他の重要な権利についてもあわせて規定します。

#### 1. 共通の責務と役割

市、保護者、地域住民等、施設関係者及び事業者は、生活のあらゆる場において、子どもの権利保障のため、連携・協働することで必要な支援を行わなければなりません。

大人は、子どもに対して虐待及び体罰等、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

大人は、いじめ防止に努めなければなりません。子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きた時には、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

### 【宮崎会長意見】「共通の責務と役割」について

- ・ を下記のとおり追加する。  
子どもは、自分の権利が保障されるのと同様に他人の権利も尊重すべきことを学び、自律して行動できる大人に成長する機会を与えられなければなりません。(2章の3と重なるが、強調する必要があるればここでも)

#### 2. 保護者の責務と役割

保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

保護者は、子どもにとり何が最善の利益かを第一に考え、家庭が果たす役割を理解し、子どもが豊かに育つ環境確保や対応に努めるものとします。

#### 3. 施設関係者の責務と役割

施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役

割を果たすことを認識し、専門性に基づく最善の方法で、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

施設関係者は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

**【事務局意見】「施設関係者の責務と役割」について**

- ・ 専門分科会の意見どおり、教員の専門性に基づく指導・助言は適法な権限であり責務であることを「専門性に基づく最善の方法で」と記載する。
- ・ 専門分科会の意見を踏まえ、学校現場との関わりについては、今後充分検討する必要がある。(要検討)

**【宮崎会長意見】「施設関係者の責務と役割」について**

- ・ について

下記のとおり修正する。

施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、その専門性に基づく最善の方法で、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

4. 地域住民の責務と役割

地域住民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。地域住民は、あらゆる差別及び不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

地域住民は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

地域住民は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

**【事務局意見】「地域住民の責務と役割」について**

- ・ 「地域住民の責務と役割」、「地域住民及び市の責務と役割」、「市の責務と役割」というように、同じことが何度も重なって出てきているが、という指摘を踏まえ、として追加するが、～ については内容を整理する必要がある。(要検討)
- ・ 「地域住民」を「市民」に変更するという意見もあった。(要検討)

5. 事業者の責務と役割

事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、事業活動が影響力のある場合を認識し、子どもの権利に配慮した事業活動に努めるものとします。

事業者は、従業員が、保護者や地域住民として、子どもの権利を尊重し、保障できるよう努めなければなりません。

## 6. 市の責務と役割

市は、子どもの権利保障のため、国や他の地方自治体及び関係機関と連携・協働し、子どもに対する施策を実施しなければなりません。

市は、子どもに関する施策の実施のため、必要に応じ財政上の措置を講じなければなりません。

市は、保護者、地域住民、施設関係者及び事業者がそれぞれの責務を遂行できるよう、必要な支援に努めなければなりません。

市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくすための取組みを行うよう努めなければなりません。

市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

## 【事務局意見】「市の責務と役割」について

・「地域住民の責務と役割」、「地域住民及び市の責務と役割」、「市の責務と役割」というように、同じことが何度も重なって出てきているが、という指摘を踏まえ、、として追加するが、～については内容を整理する必要がある。(要検討)

## 7. 参加・意見表明の機会の保障

市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

市民は、地域の祭などの行事、その他の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加できる機会を設けるよう努めるものとします。

市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

## 【事務局意見】「参加・意見表明の機会の保障」について

・「祭などの行事、その他の文化」などローカリティーに即した内容をどうするか検討が必要(要検討)

## 【宮崎会長意見】「参加・意見表明の機会の保障」について

- ・ について

下記のとおり修正する。

市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として「**あおり市子ども会議**」(以下「**子ども会議**」)を設け、特に子ども関わる事項を検討する際には、**子ども会議で子どもの意見を適切に聴くよう努めるものとします。機会を設けるよう努めるものとします。**（ ・ は不要）

## 8. 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

市は、前項の差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくするための取組を行うよう努めなければなりません。

市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

- ・ 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。
- ・ 子どもが、つがる・青森の生活、歴史、言葉（方言）、文化等を学ぶこと。
- ・ 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。
- ・ 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

## 【事務局意見】「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」について

・ 「つがる・青森の生活、歴史、言葉（方言）」などローカリティに即した内容をどうするか検討が必要（要検討）

**第5章 子どもの権利の侵害からの救済**

子どもの権利の侵害に関する相談・救済について、子どもの権利擁護委員を設置することを規定します。

## 1. 相談及び救済

市は、子どもの権利擁護委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

## 2. 子どもの権利擁護委員の設置など

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

委員は、3人以内とします。

委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、

市長が選びます。

委員は、任期を2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。但し、再任されることができません。

委員は、任期の満了以外には、その意に反して職を解かれませんが、市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、又は委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

### 3. 委員の仕事

委員の仕事は、次のとおりとします。

子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。

権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

権利の侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対し、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

勧告や要請を受けたものに対し、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- ・ 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。
- ・ 申立人などの人権について十分に気を配ること。
- ・ 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

### 4. 申立てができること

救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。但し、次のことは、申立てをすることができません。

- ・ 裁判所で係争中のこと又はその判決などのあったこと。
- ・ 不服申立中のこと又はその採決などのあったこと。
- ・ 市議会などに請願、陳情などを行っていること。
- ・ 委員の活動に関すること。

### 5. 委員への協力

市の機関は、委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

### 6. 勧告や要請への対応

市の機関は、委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員に報告しなければなりません。

市の機関以外のものは、委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員に報告するよう努めなければなりません。

## 7. 勧告や要請などの内容の公表

委員は、必要と認めるときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

## 8. 委員に関する広報など

市は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとします。

## 9. 調査員及び相談員

委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。

調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者うちから、市長が委嘱します。

**【事務局意見】第5章について**

- ・専門分科会の案では、調査員及び相談員の規定はなかったが、議論を踏まえて、「9. 調査員及び相談員」として記載した。
- ・委員の事務局を設けること、その事務局がどの部署に置かれるのか、ということについて、条例の中に記載すべきかどうかについて、検討する必要がある。（要検討）

**【沼田委員意見】第5章について**

- ・事務局をどのように設置するかも、困難な問題だが、単なる宣言文にとどまらせないとするならば、避けて通れない問題だ。

**【佐藤委員意見】第5章について**

- ・（4章は3章に若干書き加えることでいいのではと思う。）その分、権利の侵害に対して救済の仕組みと事務局の設置をしっかりと織り込むべきと考える。

**【石橋委員意見】第5章について**

- ・事務局体制整備に積極的な姿勢が感じられる。

**【事務局再意見】第5章について**

- ・救済機関の設置については、他市の状況を調査するなど、十分な制度設計をする必要がある。

## 第6章 施策の推進

### 1. 施策の推進

市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

### 2. 推進計画

市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、子どもを含めた市民や権利委員会の意見を聴くものとします。

#### 【事務局意見】第6章について

・「1、施策の推進」の「子どもにやさしいまちづくり」については、前文、総則にリンクさせる必要がある。(要検討)

## 第7章 子どもの権利の保障の検証

### 1. 子どもの権利検証委員会の設置等

市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、青森市子どもの権利検証委員会（以下「検証委員会」といいます。）を置きます。

検証委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

検証委員会は、15人以内の委員で組織します。

委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

委員は、再任されることができます。

前各項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

### 2. 答申等及び市の措置

検証委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

検証委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。



**【事務局意見】第7章について**

- ・検証組織として新たな組織を設置する必要性の有無について、検討する必要がある。  
この際には、既存の組織である児童福祉専門分科会、子ども委員会議のあり方について検討する必要がある。(要検討)
- ・子ども委員会議を条例の中にどのように位置づけるのか検討する必要がある。(要検討)

**【事務局意見】その他**

- ・「権利の日」、「救済機関」、「推進計画」及び「検証委員会」などについては、他市等の実情を十分把握し検討する必要があるので、事務局で実態を調査する。